

議案第 8 1 号

京丹後市都市公園条例の一部改正について

京丹後市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後はごろも陸上競技場について、日本陸上競技連盟公認第 3 種陸上競技場へのリニューアルによる施設の機能向上に伴い、使用料を改めることから、京丹後市都市公園条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 9 4 号）の一部を改正するものである。

(別記)

京丹後市都市公園条例の一部を改正する条例

京丹後市都市公園条例（平成16年京丹後市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条、第22条関係）

(単位：円)

施設名		使用単位	利用時間	金額		供用時間
京丹後はごろも陸上競技場	全面	1面	1時間	2,200		午前9時～午後5時 〔4月～9月 午前9時～午後7時〕
	一部(インフィールドを除く)	1人につき1回	4時間以内	大人	220	
				小人(中学生以下)	110	
京丹後市峰山途中ヶ丘グラウンドゴルフコース		1コース	1時間	400		午前9時～午後5時
京丹後市峰山途中ヶ丘公園管理棟	ホール	1室	1時間	300		午前9時～午後5時
	予備室	1室	1時間	200		
京丹後夢球場	球場	1面	1時間	800		午前9時～午後5時
	スコアボード	1面	1時間	基本額に規則に定める実費相当額を加えた額		

				基本額	利用時間が 4 時間以内の場合 2,000 利用時間が 4 時間超の場合 3,000
京丹後市峰山総合公園 テニスコート	コート	1 面	1 時間	300	午前 9 時～午後 10 時
	照明	1 面	1 時間	500	
京丹後市峰山総合公園サブグラウンド		1 面	1 時間	400	午前 9 時～午後 5 時
京丹後市八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場		1 面	1 時間	800	午前 9 時～午後 5 時
<p>(1) 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料の 3 倍の額(スコアボードにあつては、基本額の 3 倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。</p> <p>(2) 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の 2 倍の額(スコアボードにあつては、基本額の 2 倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。</p> <p>(3) 附属設備等の使用料は、規則で定める。なお、前 2 号の規定は、附属設備等の使用料において準用する。</p> <p>(4) 使用料の額の計算に用いる利用時間は、供用時間に利用する時間に次に掲げる供用時間以外の時間を加えた時間とする。</p> <p>ア 供用時間より前に利用する時間</p> <p>イ 供用時間より後に利用する時間</p> <p>ウ ア又はイの時間に 1 時間未満のもの又はその時間に 1 時間未満の端数を生じた場合の端数は、1 時間とみなす。</p>					

備考

- 1 面積が1平方メートル未満のもの又は面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 年額をもって定める使用料については、利用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 3 月額をもって定める使用料については、利用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- 4 日額をもって定める使用料については、利用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。
- 5 時間をもって定める使用料については、1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市都市公園条例の規定は、令和2年10月1日以後の施設の使用について適用する。

京丹後市都市公園条例(平成 16 年京丹後市条例第 194 号)新旧対照表

現行				改正案				
京丹後市都市公園条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 194 号 本則 (略) 別表第 1～別表第 2 の 2 (略) 別表第 3(第 11 条、第 22 条関係) 有料施設の使用料 (単位：円)				京丹後市都市公園条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 194 号 本則 (略) 別表第 1～別表第 2 の 2 (略) 別表第 3(第 11 条、第 22 条関係) 有料施設の使用料 (単位：円)				
施設名	使用単位	利用時間	金額	施設名	使用単位	利用時間	金額	供用時間
京丹後はごろも陸上競技場	1 面	1 時間	500	京丹後はごろも陸上競技場	全面	1 面	2,200	午前 9 時～午後 5 時 〔 4 月～9 月 午前 9 時 ～ 午後 7 時 〕
					一部(インフィールドを除く)	1 人に つき 1 回	4 時間 以内	
京丹後市峰山途中ヶ丘グラウンドゴルフコース	1 コース	1 時間	400	京丹後市峰山途中ヶ丘グラウンドゴルフコース	1 コース	1 時間	400	午前 9 時～午後 5 時
京丹後市峰山途中ヶ丘公園管理棟	ホール	1 室	300	京丹後市峰山途中ヶ丘公園管理棟	ホール	1 室	300	午前 9 時～午後 5 時
	予備室	1 室	200		予備室	1 室	1 時間	
京丹後夢球場	1 面	1 時間	800	京丹後夢球場	球場	1 面	800	午前 9 時～午後 5 時

現行					改正案					
					スコアボード	1面	1時間	基本額に規則に定める実費相当額を加えた額		
								基本額	利用時間が4時間以内の場合 2,000	
									利用時間が4時間超の場合 3,000	
京丹後市峰山総合公園テニスコート	コート	1面	1時間	300	京丹後市峰山総合公園テニスコート	コート	1面	1時間	300	
	照明	1面	1時間	500		照明	1面	1時間	500	午前9時～午後10時
京丹後市峰山総合公園サブグラウンド		1面	1時間	400	京丹後市峰山総合公園サブグラウンド		1面	1時間	400	午前9時～午後5時
京丹後市八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場		1面	1時間	800	京丹後市八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場		1面	1時間	800	午前9時～午後5時

現行	改正案
<p>(1) 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料の3倍の額 _____ とする。</p> <p>(2) 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の2倍の額 _____ とする。</p> <p>(3) 附属設備等の使用料は、規則で定める。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(1) 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料の3倍の額(スコアボードにあっては、基本額の3倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。</p> <p>(2) 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の2倍の額(スコアボードにあっては、基本額の2倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。</p> <p>(3) 附属設備等の使用料は、規則で定める。なお、前2号の規定は、附属設備等の使用料において準用する。</p> <p>(4) 使用料の額の計算に用いる利用時間は、供用時間に利用する時間に次に掲げる供用時間以外の時間を加えた時間とする。</p> <p>ア 供用時間より前に利用する時間</p> <p>イ 供用時間より後に利用する時間</p> <p>ウ ア又はイの時間に1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間とみなす。</p>
<p>備考</p> <p>1 面積が1平方メートル未満のもの又は面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1平方メートルとして計算する。</p> <p>2 年額をもって定める使用料については、利用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。</p> <p>3 月額をもって定める使用料については、利用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。</p> <p>4 日額をもって定める使用料については、利用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。</p> <p>5 時間をもって定める使用料については、1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間として計算する。</p> <p>別表第3の2 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 面積が1平方メートル未満のもの又は面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1平方メートルとして計算する。</p> <p>2 年額をもって定める使用料については、利用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。</p> <p>3 月額をもって定める使用料については、利用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。</p> <p>4 日額をもって定める使用料については、利用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。</p> <p>5 時間をもって定める使用料については、1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間として計算する。</p> <p>別表第3の2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市都市公園条例の規定は、令和2年10月1日以後の施設の使用について適用する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 6 月 定例会

議案の 件 名	議案第81号 京丹後市都市公園条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他（ ）
------------	-------------------------------	------------	-------------------------------

<p>《政策等の概要》</p> <p>京丹後ほごろも陸上競技場について、日本陸上競技連盟公認第3種陸上競技場へのリニューアルによる施設の機能向上に伴い、使用料等を改めるもの。 使用料は、1面を占有するものを、これまでの1時間500円から1時間2,200円に改め、新たに、個人使用として1人1回（4時間以内）大人220円・小人（中学生以下）110円を設定するものである。</p>	<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>												
<p>《政策等の必要性》</p> <p>京丹後ほごろも陸上競技場については、トラック部分の全天候型ウレタン舗装、インフィールド等の天然芝舗装のほか、100分の1秒までの計測を行うための電子機器、写真判定装置等を設置するなど、日本陸上競技連盟公認第3種陸上競技場として必要な機能整備等により、施設の大幅な機能向上が図られること、そしてこれらに併せて、施設の維持管理経費が増額となるため、使用料の見直しを行うものである。</p>	<p>《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">国庫支出金</th> <th style="width: 15%;">府支出金</th> <th style="width: 15%;">市債</th> <th style="width: 15%;">その他</th> <th style="width: 15%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>これまでから当競技場で開催されている大会等の利用に加え、新規に誘致する見込みの大会、個人利用見込み等により、令和3年度で年間64万円程度の使用料収入を見込む。（参考：平成30年度利用料収入実績7.7万円） なお、令和4年度以降さらなる大会誘致、合宿誘致等を図り、使用料収入の増額のほか、地域の活性化、地域消費の拡大に寄与することを見込む。</p>													
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>令和2年5月14日 例規審査委員会</p>	<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総合計画 計画項目</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">12</td> <td style="width: 70%;">快適な都市空間の形成</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">計画名称</td> <td style="width: 80%;">第2次京丹後市スポーツ推進計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成30年度から令和9年度まで</td> </tr> </table>	総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成	計画名称	第2次京丹後市スポーツ推進計画	策定年度	平成30年度	計画期間	平成30年度から令和9年度まで			
総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成											
計画名称	第2次京丹後市スポーツ推進計画												
策定年度	平成30年度												
計画期間	平成30年度から令和9年度まで												
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から施行する。 改正後の料金は令和2年10月1日から適用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">担当部局</td> <td style="width: 20%;">担当課</td> <td style="width: 60%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>都市計画・建築住宅課</td> <td>有 <u>無</u></td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	建設部	都市計画・建築住宅課	有 <u>無</u>						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
建設部	都市計画・建築住宅課	有 <u>無</u>											

(別記)

議案第 8 1 号 京丹後市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案

京丹後市都市公園条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 9 4 号）の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 1 1 条、第 2 2 条関係）

（単位：円）

施設名		使用単位	利用時間	金額		供用時間
京丹後はごろも陸上競技場	全面	1 面	1 時間	2, 200		午前 9 時～午後 5 時 〔 4 月～9 月 午前 9 時～午後 7 時 〕
	一部(インフィールドを除く)	1 人につき 1 回	4 時間以内	大人	220	
				小人(高校生以下)	110	
(略)						
(1) (略)						
(2) 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の 2 倍の額(スコアボードにあつては、基本額の 2 倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。 <u>ただし、高校生以下が使用する京丹後はごろも陸上競技場の一部(インフィールドを除く)については、使用料の 1.5 倍に相当する額 (10 円未満切捨て) とする。</u>						
(3) (略)						
(4) (略)						

備考 (略)

京丹後はごろも陸上競技場の利用料金について（原案・修正案対比表）

個人利用	区別	住所地	通学・勤務地	原案		修正案		減免
				金額	備考	金額	備考	
本市内に住居する中学生以下	小学生	市内在住	市内へ通学	110円	小人	110円	小人	なし
本市外に住居する中学生以下	小学生	市外在住	市外へ通学	220円	小人（2倍）	160円	小人（1.5倍）	なし
本市内に住居する中学生以下	中学生	市内在住	市内へ通学	110円	小人	110円	小人	なし
本市外に住居する中学生以下	中学生	市外在住	市外へ通学	220円	小人（2倍）	160円	小人（1.5倍）	なし
本市内に住居して市内へ通学	高校生	市内在住	市内へ通学	220円	大人	110円	小人	なし
本市外に住居して市内へ通学	高校生	市外在住	市内へ通学	440円	大人（2倍）	160円	小人（1.5倍）	なし
本市外に住居して市外へ通学	高校生	市外在住	市外へ通学	440円	大人（2倍）	160円	小人（1.5倍）	なし
本市内に住居（通勤先は市内外不問）	社会人	市内在住	市内へ通勤	220円	大人	220円	大人	なし
本市外に住居（市内事業所の従業員、市内各種団体の所属員）	社会人	市外在住	市内へ通勤	220円	大人	220円	大人	なし
本市外に住居（市外事業所の従業員、市外各種団体の所属員）	社会人	市外在住	市外へ通勤	440円	大人（2倍）	440円	大人（2倍）	なし